

岩手県規則第 64 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

第 1 条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																																																																																												
1	<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>主管の総括課長 総合雇用対策監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</td> <td>当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当技監</td> <td>主管の総括課長又は課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広聴広報課総括課長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は報道監</td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>総合雇用対策監</td> <td>総合雇用対策監があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特命参事</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長又は特命課長</td> <td>室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道監</td> <td>広聴広報課総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災危機管理監</td> <td>総合防災室長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>主管の部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の課長（部長を置かない場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事務を担当する特命参事</td> <td>部長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>主管の課長又は特命課長</td> <td>部長があらかじめ指定</td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]			部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長		[略]			局長	主管の総括課長 総合雇用対策監		企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長		[略]			担当技監	主管の総括課長又は課長		首席政策監	[略]		総括課長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	[略]			広聴広報課総括課長	当該事務を担当する担当課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	総合雇用対策監	総合雇用対策監があらかじめ指定する <u>吏員</u>		特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		担当課長又は特命課長	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		報道監	広聴広報課総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		防災危機管理監	総合防災室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		機 関	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	広域振興局	[略]			副局長	[略]		工業技術集積支援センター所長	主管の部長		主管の課長（部長を置かない場合に限る。）		部長	[略]		当該事務を担当する特命参事	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定	<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長</td> <td>交通政策参事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>当該事務を担当する担当課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</td> <td>交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当技監</td> <td>主管の総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通政策参事</td> <td>交通担当課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広聴広報課総括課長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は報道監</td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>特命参事</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長又は特命課長</td> <td>出納局長、室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道監</td> <td>広聴広報課総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災危機管理監</td> <td>総合防災室長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事務を担当する特命参事</td> <td>部長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>主管の課長又は特命課長</td> <td>部長があらかじめ指定</td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]			部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	交通政策参事	[略]			局長	当該事務を担当する担当課長		企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長		[略]			担当技監	主管の総括課長		首席政策監	[略]		交通政策参事	交通担当課長		総括課長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>	[略]			広聴広報課総括課長	当該事務を担当する担当課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>	特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>		担当課長又は特命課長	出納局長、室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する <u>職員</u>		報道監	広聴広報課総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>		防災危機管理監	総合防災室長があらかじめ指定する <u>職員</u>		機 関	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	広域振興局	[略]			副局長	[略]		工業技術集積支援センター所長	次長				部長	[略]		当該事務を担当する特命参事	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定
決裁権者	代決権者																																																																																																																																																													
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																														
部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長																																																																																																																																																													
[略]																																																																																																																																																														
局長	主管の総括課長 総合雇用対策監																																																																																																																																																													
企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長																																																																																																																																																													
[略]																																																																																																																																																														
担当技監	主管の総括課長又は課長																																																																																																																																																													
首席政策監	[略]																																																																																																																																																													
総括課長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																														
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する担当課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																												
総合雇用対策監	総合雇用対策監があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																													
特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																													
担当課長又は特命課長	室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																													
報道監	広聴広報課総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																													
防災危機管理監	総合防災室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																													
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																																												
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																																																																																											
広域振興局	[略]																																																																																																																																																													
	副局長	[略]																																																																																																																																																												
		工業技術集積支援センター所長	主管の部長																																																																																																																																																											
		主管の課長（部長を置かない場合に限る。）																																																																																																																																																												
	部長	[略]																																																																																																																																																												
当該事務を担当する特命参事		部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																																																																																																												
主管の課長又は特命課長		部長があらかじめ指定																																																																																																																																																												
決裁権者	代決権者																																																																																																																																																													
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																														
部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	交通政策参事																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																														
局長	当該事務を担当する担当課長																																																																																																																																																													
企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長																																																																																																																																																													
[略]																																																																																																																																																														
担当技監	主管の総括課長																																																																																																																																																													
首席政策監	[略]																																																																																																																																																													
交通政策参事	交通担当課長																																																																																																																																																													
総括課長	当該事務を担当する特命参事、担当課長又は特命課長 総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																												
[略]																																																																																																																																																														
広聴広報課総括課長	当該事務を担当する担当課長又は報道監	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																												
特命参事	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																													
担当課長又は特命課長	出納局長、室長、総括課長又は所長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																													
報道監	広聴広報課総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																													
防災危機管理監	総合防災室長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																													
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																																												
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																																																																																											
広域振興局	[略]																																																																																																																																																													
	副局長	[略]																																																																																																																																																												
		工業技術集積支援センター所長	次長																																																																																																																																																											
	部長	[略]																																																																																																																																																												
当該事務を担当する特命参事		部長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																																																																																																												
主管の課長又は特命課長		部長があらかじめ指定																																																																																																																																																												

	長（室長を置かない課に限る。）	する <u>吏員</u> （室長を置かない課に限る。）
特命参事	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
室長	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
工業技術集積支援センター所長	<u>主管の部長</u>	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
課長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	

総合支局

[略]		
部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	主管の課長又は特命課長（課長及び特命課長を置かない室又は所にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）
	主管の課長又は特命課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> （室長及び所長を置かない課に限る。）
土木部長	主管の課長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> （技術企画に係る事務に限る。）	
室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）	
所長	主管の課長（課長を置かない所にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
支所長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
課長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	

地方振興局

[略]		
部長（土木部長を除く。）	主管の室長	主管の課長又は特命課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）
	[略]	
	主管の課長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	農林水産調整監	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
土木部長	主管の室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）
	主管の課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> （技術企画に係る事務に限る。）	
	[略]	
	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
農林水産調整監	部長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
[略]		

	長（室長を置かない課に限る。）	する <u>職員</u> （室長を置かない課に限る。）
特命参事	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
室長	主管の課長又は特命課長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
工業技術集積支援センター所長	<u>次長</u>	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
課長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	

総合支局

[略]		
部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	主管の課長又は特命課長（課長及び特命課長を置かない室又は所にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）
	主管の課長又は特命課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する <u>職員</u> （室長及び所長を置かない課に限る。）
土木部長	主管の課長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	部長があらかじめ指定する <u>職員</u> （技術企画に係る事務に限る。）	
室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）	
所長	主管の課長（課長を置かない所にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
支所長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
課長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	

地方振興局

[略]		
部長（土木部長を除く。）	主管の室長	主管の課長又は特命課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）
	[略]	
	主管の課長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	農林水産調整監	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
土木部長	主管の室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）
	主管の課長（室長を置かない課に限る。）	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	部長があらかじめ指定する <u>職員</u> （技術企画に係る事務に限る。）	
	[略]	
	ダム管理事務所長	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
室長	主管の課長（課長を置かない室にあつては、部長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>
農林水産調整監	部長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
[略]		

	ダム管理事務 所長	部長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
	[略]		
	課長	部長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
	所長	土木事務所にあっては、 主管の課長（技術企画に 係る事務については、所 長があらかじめ指定す る <u>吏員</u> ）	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
		林務事務所にあっては、 所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
県民生活セ ンター	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
保健所	所長	次長（岩手県盛岡保健所 にあっては、副所長）	主管の課長（岩手県盛岡 保健所にあっては所長 があらかじめ定める順 位の次長、岩手県花巻保 健所及び岩手県一関保 健所にあっては主管の 課長又は支所長）
	[略]		
	支所長	支所長補佐	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
福祉総合相 談センター	[略]		
	部長	主管の課長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
児童相談所	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
食肉衛生検 査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
環境保健研 究センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
看護師養成 所	学院長	事務長	学院長があらかじめ指 定する <u>吏員</u>
都南の園	園長	主管の部長（指導部の分 掌する事務については、 事務局長）	園長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
		事務局長（事務局の分掌 する事務に限る。）	事務局次長
	事務局長	事務局次長	
精神保健福 祉センター	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
児童自立支 援施設	園長	園長補佐	園長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
[略]			
先端科学技 術研究セン ター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>
	部長	所長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>	
産業技術短 期大学校	[略]		
	副校長	事務局長（事務局の分掌 する事務に限る。）	校長があらかじめ指定 する <u>吏員</u>

	ダム管理事務 所長	部長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
	[略]		
	課長	部長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
	所長	土木事務所にあっては、 主管の課長（技術企画に 係る事務については、所 長があらかじめ指定す る <u>職員</u> ）	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
		林務事務所にあっては、 所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
県民生活セ ンター	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
保健所	所長	次長（岩手県盛岡保健所 及び岩手県奥州保健所 にあっては、副所長）	主管の課長（岩手県盛岡 保健所及び岩手県奥州 保健所にあっては所長 があらかじめ定める順 位の次長、岩手県花巻保 健所及び岩手県一関保 健所にあっては主管の 課長又は支所長）
	[略]		
	支所長	支所長補佐	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
福祉総合相 談センター	[略]		
	部長	主管の課長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
児童相談所	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
食肉衛生検 査所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	課長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
環境保健研 究センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
看護師養成 所	学院長	事務長	学院長があらかじめ指 定する <u>職員</u>
精神保健福 祉センター	所長	次長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
児童自立支 援施設	園長	園長補佐	園長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
[略]			
先端科学技 術研究セン ター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>
	部長	所長があらかじめ指定 する <u>職員</u>	
産業技術短 期大学校	[略]		
	副校長	事務局長（事務局の分掌 する事務に限る。）	校長があらかじめ指定 する <u>職員</u>

		教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
高等技術専門学校	校長	校長補佐	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	校長補佐	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
職業能力開発センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
病虫害防除所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
中央家畜保健衛生所	[略]		
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
県南家畜保健衛生所	[略]		
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
県北家畜保健衛生所	所長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
漁業取締事務所	所長	当該事務を担当する次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
生物工学研究所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
農業研究センター	[略]		
	副所長	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）
	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長、室長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する <u>吏員</u> ）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）	
	畜産研究所次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
林業技術センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	部長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
水産技術センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	部長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
内水面水産技術センター	所長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	

		教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
高等技術専門学校	校長	校長補佐	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	校長補佐	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
職業能力開発センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
病虫害防除所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
中央家畜保健衛生所	[略]		
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
県南家畜保健衛生所	[略]		
	次長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
県北家畜保健衛生所	所長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
漁業取締事務所	所長	当該事務を担当する次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
生物工学研究所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
農業研究センター	[略]		
	副所長	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）
	部長、畜産研究所長又は県北農業研究所長	主管の課長、室長（課長を置かない部にあつては、所長があらかじめ指定する <u>職員</u> ）又は次長（畜産研究所にあつては、当該事務を担当する次長）	
	畜産研究所次長（種山畜産研究室を担当する次長に限る。）	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	種山畜産研究室長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
林業技術センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	部長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
水産技術センター	[略]		
	副所長	主管の部長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	部長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
内水面水産技術センター	所長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	

農業大学校	[略]		
	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
		教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		
農業改良普及センター	所長	副所長（中央農業改良普及センターに限る。）	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
		所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
	副所長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
	普及サブセンター所長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
北上川上流域下水道事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
花巻空港事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	課長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
[略]			
大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	
消防学校	校長	教頭	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>
	教頭	校長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付並びに総合雇用対策監の休暇その他の服務並びに総括課長、報道監及び政策調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の総合政策室長及び局長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長、所長及び特命参事の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

農業大学校	[略]		
	副校長	事務局長（事務局の分掌する事務に限る。）	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>
		教育部長（事務局の分掌する事務を除く。）	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>
事務局長又は教育部長	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>		
農業改良普及センター	所長	副所長（中央農業改良普及センターに限る。）	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
		所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
	副所長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
	普及サブセンター所長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
北上川上流域下水道事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
花巻空港事務所	所長	主管の課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	課長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
[略]			
大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	所長	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	次長	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
消防学校	校長	教頭	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>
	教頭	校長があらかじめ指定する <u>職員</u>	

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 室長、担当技監、首席政策監、交通政策参事、室付、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、報道監及び政策調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の総合政策室長にあつては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長にあつては、次条第1項、第14条第1項及び第16条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 総括課長、所長及び特命参事（室に置かれる特命参事を除く。以下この項において同じ。）の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 企画室又は総務室の交通政策参事、特命参事、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 企画室又は総務室の特命参事、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。
- (4) 企画室又は総務室の交通政策参事、特命参事、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（観光経済交流課、農村建設課、管財課、総合防災室、総合雇用対策局及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。

(7)～(17) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の地域支援振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、総合防災室長、総括課長、所長及び総合雇用対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）及び総合雇用対策監は次条に定める事項を専決することができる。

3 [略]

4 [略]

(主管室課の管理担当課長共通専決事項)

第18条 主管室課の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関する事（観光経済交流課、農村建設課、管財課、総合防災室、総合雇用対策局及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。

(5)～(10) [略]

(11) 県税以外の収入金の徴収に関する事。

(12)～(23) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長又は所長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）、担当課長又は所長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長又は所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(総合政策室の室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第20条 [略]

2 経営評価課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

3・4 [略]

(地域振興部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第21条 地域企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事（観光課、農村建設課、管財課、総合防災室及び出納局の主管に属するものを除く。第8号及び第10号において同じ。）。

(7)～(17) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の地域支援振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の総括課長（総括課長が直接事務を担当する場合に限る。）は次条に定める事項を専決することができる。

3 [略]

4 第14条第2項の規定にかかわらず、地域企画室の交通政策参事にあつては、第1項第1号、第2号、第8号及び第11号に定める事項（交通政策参事が担当する事務に関する事項に限る。）並びに次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 交通担当課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(2) 交通担当課長の休暇その他の服務及び職員の服務に関する事。

(3) 交通担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

5 [略]

6 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課の特命参事にあつては、第1項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

(主管室課及び出納局の管理担当課長共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関する事（観光課、農村建設課、管財課、総合防災室及び出納局の主管に属するものを除く。第6号から第8号までにおいて同じ。）。

(5)～(10) [略]

(11) 県税以外の収入金の徴収に関する事（総務事務センター所長の権限に属するものを除く。）。

(12)～(23) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は出納局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は出納局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(総合政策室の室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第20条 [略]

2 経営評価課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

行政品質向上担当課長専決事項

(1) いわてマネジメントシステムの推進その他の行政品質の向上の総括に関する事。

[略]

3・4 [略]

(地域振興部の部長、室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 市町村への権限移譲に関する事。

企画担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

行政・市町村合併担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 市町村が設立する土地開発公社の検査に関すること。

(7)・(8) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興支援室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 市町村への権限移譲に関すること。

広域振興局等支援担当課長専決事項

(1) 地域活性化事業調整費に関すること。

(2) 市町村総合補助金に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第22条 環境生活企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 食の安全及び安心の確保に関する企画に関すること。

[略]

交通安全対策担当課長専決事項

(1) [略]

[略]

2・3 [略]

4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 狩猟免許試験の実施に関すること。

(3)～(18) [略]

[略]

5～7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立視聴覚障害者情報センター、いわて子どもの森、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

2 [略]

3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

(1)・(2) [略]

(3) 地域振興推進費に関すること。

(4) 市町村総合補助金に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

[略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

行政・市町村合併担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 市町村が設立する土地開発公社（出資する市町村の区域が2以上の広域振興局の所管区域（総合支局の所管区域を除く。）、総合支局又は地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。）の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関すること。

(7)・(8) [略]

[略]

3・4 [略]

5 地域振興支援室の分掌事務について、室長の専決できる事項は次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第22条 環境生活企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る企画に関すること。

(2) [略]

(3) 食の安全及び安心の確保に係る企画に関すること。

(4) 消費者施策に係る企画に関すること。

[略]

県民生活安全担当課長専決事項

(1) [略]

[略]

2・3 [略]

4 自然保護課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 狩猟免許試験の実施に関すること（広域振興局等の主管に属するものを除く。）。

(3)～(18) [略]

[略]

5～7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立社会福祉研修所、いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

2 [略]

3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

健康予防担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]
- (4) 結核指定医療機関及び原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。
- (5) 養育医療、育成医療、療育医療及び結核患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。
- (6) 結核指定医療機関からの報告の徴収及び検査に関すること。
- (7) 結核指定医療機関の指導に関すること。
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

4・5 [略]

6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(15) [略]
- (16) ふれあいランド岩手及び岩手県立視聴覚障害者情報センターの管理に関すること。

[略]

7 [略]

(商工労働観光部の総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

ものづくり人材育成担当課長専決事項

- (1) [略]

計量担当課長専決事項

- (1)～(9) [略]

特命課長（食産業）専決事項

- (1) 食産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

特命課長（県北沿岸観光産業）専決事項

- (1) 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 産業振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 産業の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2)・(3) [略]
- (4) 中小企業の経営支援の計画及び施策に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (5) [略]
- (6) 新産業創出の施策に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (7) 産業技術の施策に関すること。

金融経営担当課長専決事項

- (1) 商業振興の実施に関すること。
- (2) 中小企業金融の実施に関すること。
- (3) 中小企業資金貸付の実施に関すること。
- (4) 中小企業の高度化診断及び事後助言に関すること。
- (5) 貸金業に関すること。
- (6) 中小企業の経営支援の実施に関すること。
- (7) 下請企業の振興指導に関すること。

産業創出担当課長専決事項

- (1) 工業振興の実施に関すること。
- (2) 新産業創出の実施に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 産業技術の指導及び開発に関すること。
- (4) 発明考案の奨励に関すること。

健康予防担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]
- (4) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。
- (5) 感染症患者に係る診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

4・5 [略]

6 障害保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(15) [略]
- (16) 岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。

[略]

7 [略]

(商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

- (1) [略]

計量担当課長専決事項

- (1)～(9) [略]

2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 中小企業の経営並びに起業及び創業の支援に係る施策に関すること（広域振興局の主管に属するものを除く。）。
- (2)・(3) [略]
- (4) [略]
- (5) 貸金業に関すること。

特命課長（商業まちづくり）専決事項

- (1) 商業まちづくりに関すること。

3 科学技術課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

4 観光経済交流課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 観光及び地場産業の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 海外経済交流の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 観光事業団体及び物産事業団体の支援に関すること。
- (4) 旅行業及び通訳案内士に関すること。
- (5) 観光施設の整備及び管理に関すること。
- (6) 観光の宣伝に関すること。
- (7) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) オートキャンプ場の管理に関すること。
- (9) [略]
- (10) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。
- (11) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- (12) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。
- (13) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

経済交流担当課長専決事項

- (1) 地場産業の振興施策の実施に関すること。
- (2) 地場産品の販路拡大に関すること。
- (3) 物流に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 海外経済交流施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3 科学・ものづくり振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) ものづくり産業の振興施策に関すること。

(4) 産業集積の促進に関すること。

科学技術担当課長専決事項

(1) 科学技術の振興施策の実施に関すること。

(2) 試験研究に係る施策の実施に関すること。

(3) 知的財産に関すること。

4 地域産業課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 地域資源を活用した産業の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 海外経済交流及び国際観光の促進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 物産事業団体の支援に関すること。

(4) [略]

(5) 地場産品の販路拡大に関すること。

(6) 物流に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

特命課長（食産業）専決事項

(1) 食産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

特命課長（海外マーケット）専決事項

(1) 海外経済交流及び国際観光施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

5 観光課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 観光の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体の支援に関すること。

(3) 旅行業に関すること。

(4) 観光施設の整備及び管理に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること。

(6) イベントに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) オートキャンプ場の管理に関すること。

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(9) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

5 [略]

6 労政能力開発課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 地域雇用施策に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[略]

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 [略]

2～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。

(7)～(9) [略]

[略]

8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

特命課長専決事項

(1) 社団法人岩手県肉牛公社の解散等の事務の総括に関すること。

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(10) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に関すること。

(11) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

特命課長(県北沿岸・平泉)専決事項

(1) 県北沿岸地域の観光産業の振興に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(2) 平泉の文化遺産を活用した観光の振興に関すること(広域振興局の主管に属するものを除く。)。

6 [略]

7 労政能力開発課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

特命参事専決事項

(1) 雇用対策に関すること。

[略]

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 [略]

2～6 [略]

7 農村建設課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産)(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。

(7)～(9) [略]

[略]

8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興・衛生担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国有林の地域別の森林計画に対する意見に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

12～14 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～9 [略]

10 港湾空港課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 港湾及び空港の建設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 港湾及び空港の振興施策に関すること。
- (3) 航空に係る関係機関との連絡調整に関すること。

空港担当課長専決事項

- (1) 岩手県空港利用促進協議会に関すること。

港湾担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]

管理担当課長専決事項

- (1) 税理士の資格に関すること。

指導担当課長専決事項

- (1) [略]

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(6) [略]
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。
- (8)～(10) [略]

[略]

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。
- (2)～(4) [略]

防災危機管理監専決事項

[略]

12～14 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～9 [略]

10 港湾課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 港湾の建設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 港湾の振興施策に関すること。

港湾担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 空港の建設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) 空港の振興施策に関すること。
- (3) 航空に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 岩手県空港利用促進協議会に関すること。

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2・3 [略]

4 税務課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 税理士の資格に関すること。

税務担当課長専決事項

- (1) [略]

5 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(6) [略]
- (7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産) (土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。
- (8)～(10) [略]

[略]

6 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産) (土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。
- (2)～(4) [略]

防災危機管理監専決事項

- (1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。
- (3) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。
- (4) 防災対策の総合調整に関すること。
- (5) 自衛隊との災害対応に関すること。
- (6) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。
- (7) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (8) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。
- (9) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。
- (10) 危機管理の総合調整に関すること。

(1) [略]

防災消防担当課長専決事項

- (1) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。
- (2) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。
- (3) [略]
- (4) 自衛隊との災害対応に関すること。
- (5) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。
- (6) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (7) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。
- (8) 防災通信に関すること。
- (9) 工事の検査に関すること。
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) 火薬類の取締りに関すること。
- (18) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。
- (19) 高圧ガスの保安の確保に関すること。
- (20) 液化石油ガスの保安に関すること。
- (21) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (22) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。
- (23) 電気用品の安全に関すること。
- (24) [略]
- (25) [略]

防災航空担当課長専決事項

(1) [略]

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1) [略]

(11) [略]

- (12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (14) 国民保護協議会に関すること。

防災消防担当課長専決事項

(1) [略]

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

防災航空担当課長専決事項

(1) [略]

特命課長専決事項

- (1) 防災通信に関すること。
- (2) 工事の検査に関すること。
- (3) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。
- (4) 火薬類の取締りに関すること。
- (5) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。
- (6) 高圧ガスの保安の確保に関すること。
- (7) 液化石油ガスの保安に関すること。
- (8) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (9) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。
- (10) 電気用品の安全に関すること。

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

- (1) [略]
- (2) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (3) 源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る都道府県民税、市町村民税等の徴収及び納入に関すること。
- (4) 盛岡地方振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。
- (5) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (6) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (7) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (11) 職員の児童手当の支給に関すること。

職員福祉担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]
- (6) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (7) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (10) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。
- (11) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (12) 職員の児童手当の支給に関すること。

給与旅費担当課長専決事項

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
 - (2) 源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る都道府県民税、市町村民税等の徴収及び納入に関すること。
 - (3) 盛岡地方振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。
 - (4) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
 - (5) 臨時的任用職員の任免に関すること。
 - (6) 臨時的任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支出に関すること。
 - (7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。
- (総合雇用対策局の局長及び総合雇用対策監の専決事項)

第28条 総合雇用対策局の分掌事務について、局長及び総合雇用対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) 緊急雇用対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 新規雇用創出等の総合的な企画及び調整に関すること。

総合雇用対策監専決事項

- (1) 緊急雇用対策の推進に関すること。
- (2) 新規雇用創出等の推進に関すること。
- (3) 産業構造転換等に係る雇用分析に関すること。
- (4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円以上）の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。
- (5) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。
- (6) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。
- (7) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

(出納局の局長、総括課長及び担当課長の専決事項)

第29条 総務課の分掌事務について、局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) [略]

総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 会計検査及び会計事務の指導に関すること。

(12) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員の任免に関すること。

(13) 臨時的任用職員の任免に関すること。

(14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。

(15) 非常勤専門職員、非常勤再雇用職員、非常勤嘱託員及び時間雇用職員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(16) 第2号及び第14号に係る収入金の徴収に関すること。

職員福祉担当課長専決事項

- (1)～(5) [略]

第28条 削除

(出納局の局長及び担当課長の専決事項)

第29条 出納局の分掌事務について、局長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

- (1) [略]
- (2) 資金運用計画に関すること。
- (3) 一時借入金の借入れに関すること。
- (4) 決算及び証書類を監査委員の審査に付すること。
- (5) 指定代理金融機関の指定又はその取消しに係る指定金融機関からの意見の聴取に関すること。
- (6) 収納代理金融機関の指定又はその取消しに関すること。

管理担当課長専決事項

- (1) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関する事。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

管理担当課長専決事項

(1) 会計検査の結果、処理を要する事項に関する事。

2 出納課の分掌事務について、局長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

局長専決事項

(1) 資金運用計画に関する事。

(2) 一時借入金の借入れに関する事。

(3) 決算及び証書類を監査委員の審査に付する事。

(4) 指定代理金融機関の指定又はその取消しに係る指定金融機関からの意見の聴取に関する事。

(5) 収納代理金融機関の指定又はその取消しに関する事。

総括課長専決事項

(1) 会計事務の情報管理に関する事。

(2) 岩手県収入証紙の売りさばき人の指定又はその取消しに関する事。

(3) 岩手県収入証紙の売渡高及び収納額の報告に関する事。

審査担当課長専決事項

(1) [略]

(広域振興局等の長専決事項)

第30条 広域振興局等の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、地方振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 市町村が設立する土地開発公社(出資する全ての市町村の区域が一の地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可に関する事。

(8)～(12) [略]

(副局長等専決事項)

第31条 広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 市町村が設立する土地開発公社(出資する全ての市町村の区域が一の広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。))又は総合支局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可に関する事。

(6)～(10) [略]

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 広域振興局の部長、特命参事、室長(農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。)、局付及び地域支援課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(3) 広域振興局の部長、特命参事、室長、局付及び地域支援課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(4) 広域振興局の部長、特命参事、室長、局付及び地域支援課長の休暇その他の服務に関する事。

3・4 [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産)(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関する事。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

指導審査担当課長専決事項

(1) 会計検査及び会計事務の指導に関する事。

出納担当課長専決事項

(1) 会計事務の情報管理に関する事。

(2) 岩手県収入証紙の売りさばき人の指定又はその取消しに関する事。

(3) 岩手県収入証紙の売渡高及び収納額の報告に関する事。

(4) [略]

(広域振興局等の長専決事項)

第30条 広域振興局等の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 権限移譲に伴う人的支援制度に係る事務に関する事。

(9) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、地方振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 市町村が設立する土地開発公社(出資するすべての市町村の区域が一の地方振興局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関する事。

(8)～(12) [略]

(副局長等専決事項)

第31条 広域振興局の副局長及び総合支局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 市町村が設立する土地開発公社(出資するすべての市町村の区域が一の広域振興局の所管区域(総合支局の所管区域を除く。))又は総合支局の所管区域にある土地開発公社に限る。)の設立、定款の変更及び解散の認可並びに検査に関する事。

(6)～(10) [略]

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 広域振興局の部長、特命参事、室長(農林部の農村整備室長を除く。以下この項において同じ。)及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(3) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(4) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の休暇その他の服務に関する事。

3・4 [略]

5 第1項、第2項及び前項に定めるもののほか、副局長は、広域振興局地域支援課に係る

次条に定める事項を専決することができる。

(部長等共通専決事項)

第32条 [略]

2 第1項に定めるもののほか、広域振興局の部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 室長(農林部の農村整備室長を除く。以下この条において同じ。)の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 室長の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(4) 室長の休暇その他の服務に関すること。

3 [略]

(部に置く室の長等共通専決事項)

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、工業技術集積支援センターの部長、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹(次項において「室長等」という。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること(釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、地方振興局土木部のダム管理事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長並びに県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。)

(5)～(12) [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。)にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	室長等	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、工業技術集積支援センター部長、経営企画部経営企画課長、農林部地域農政推進課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
[略]		

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。			○	○	
[略]					

(部長等共通専決事項)

第32条 [略]

2 第1項に定めるもののほか、広域振興局の部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

3 [略]

(部に置く室の長等共通専決事項)

第33条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、工業技術集積支援センターの次長、広域振興局、総合支局及び地方振興局の部に置く室の長、総合支局の県民センター所長、農林センター所長及び土木センター所長、地方振興局土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長、県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長並びに釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹(次項において「室長等」という。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること(釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、地方振興局土木部のダム管理事務所長、盛岡地方振興局の企画総務部企画振興課長及び林務部林務課長並びに県南広域振興局の経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。)

(5)～(12) [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。)にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

広域振興局	室長等	保健福祉環境部保健福祉室長、農林部農村整備室長、農林部林務室長、工業技術集積支援センター次長、経営企画部経営企画課長、農林部農林調整課長、土木部調整課長及び総務部総務課長
[略]		

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。			○	○	県南広域振興局花巻総合支局の地域支援部長を除く。
[略]					

2 広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。		○		
[略]				
5 [略]	[略]			

3 [略]

4 広域振興局の地域支援課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関すること。
 (2) 租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関すること。

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
[略]				
17 狩猟免許の交付に関すること（狩猟免許試験に係るものを除く。）。	[略]			
18 [略]	[略]			
[略]				

2～4 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

2 広域振興局経営企画部の経営企画課長、広域振興局総務部の総務課長、総合支局地域支援部の県民センター所長及び地方振興局企画総務部の管理主幹の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部経営企画課長	広域振興局総務部総務課長	総合支局県民センター所長	地方振興局企画総務部管理主幹	
1 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。			○		県南広域振興局花巻総合支局地域支援部の遠野県民センター所長を除く。
[略]					
5 [略]	[略]				
6 租税特別措置法施行令第39条の23第1項第8号に規定する証明書の交付に関すること。	○				

3 [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
[略]				
17 狩猟免許の交付に関すること（狩猟免許試験に係るもの（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第49条第2号に係るもの（以下「一部免除試験」という。）を除く。）を除く。）	[略]			
17の2 狩猟免許試験の実施に関すること（一部免除試験に限る。）。	○	○	○	
18 [略]	[略]			
[略]				

2～4 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
[略]						
18 農業農村整備事業に係る立入測量及び立入検査に関すること(土木部の主管に属するものを除く。)	[略]					
19 土地改良財産の境界の確認に関すること(土木部の主管に属するものを除く。)	[略]					
[略]						

2～5 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長、総合支局の土木部長並びに地方振興局の土木部長及び土木事務所長(以下この条において「地方振興局土木部長等」という。)の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局土木部長	総合支局土木部長	地方振興局土木部長	
[略]				
7 道路、河川、港湾及び海岸の境界の同意並びに土地改良財産の境界の確認に関すること。	[略]			
[略]				
24 農業農村整備事業(土木部の所管に係るものに限る。)に係る立入測量及び立入検査に関すること。	[略]			
[略]				

2～5 [略]

(工業技術集積支援センター所長専決事項)

第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(課長等専決事項)

第42条 第32条及び第33条の規定にかかわらず、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長、支所長及び出張所長(岩手出張所長を除く。)並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する吏員(以下「課長等」という。)は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあつては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあつては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長及び特命課長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する吏員は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

3 第1項の規定にかかわらず、広域振興局の地域支援課長にあつては、副局長の専決できる事項のうち事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(部長等指定職員専決事項)

第43条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局の地域支援課にあつては、事務を担当する副局長の指定する職員が同項に掲げる事項を専決することができる。

事務	専決権者					備考
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長	
[略]						
18 農業農村整備事業に係る立入測量及び立入検査に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。)	[略]					
19 土地改良財産の境界の確認に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。)	[略]					
[略]						

2～5 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長、総合支局の土木部長並びに地方振興局の土木部長及び土木事務所長(以下この条において「地方振興局土木部長等」という。)の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者			備考
	広域振興局土木部長	総合支局土木部長	地方振興局土木部長	
[略]				
7 道路、河川、港湾及び海岸の境界の同意並びに土地改良財産(土木部及び土木事務所の所管に係るものに限る。)の境界の確認に関すること。	[略]			
[略]				
24 農業農村整備事業(土木部及び土木事務所の所管に係るものに限る。)に係る立入測量及び立入検査に関すること。	[略]			<u>土木事務所長にあつては、農道に係るものに限る。</u>
[略]				

2～5 [略]

(工業技術集積支援センター次長専決事項)

第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センター次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(課長等専決事項)

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長、支所長及び出張所長(岩手出張所長を除く。)並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員(以下「課長等」という。)は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあつては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあつては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 前項に定めるもののほか、広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、課長及び特命課長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(部長等指定職員専決事項)

第43条 [略]

(都南の園の園長等専決事項)

第49条 都南の園の園長及び事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

園長専決事項

- (1) 事務局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 事務局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 事務局長の休暇その他の服務に関すること。

事務局長専決事項

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2 農業研究センターの部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長、県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (3) 軽易な事実の証明に関すること。

- (4) [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 岩手県農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室、岩手県農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室及び岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 職員の休暇その他の服務（岩手県農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室長及び岩手県農業研究センター病害虫部病害虫防除課の岩手県農業研究センター県北農業研究所に駐在する県北地区主任にあつては、軽易なものに限る。）に関すること。

2 [略]

3 岩手県農業研究センター畜産研究所及び岩手県農業研究センター県北農業研究所の総務課長及び研究室長（外山畜産研究室及び種山畜産研究室の研究室長を除く。）は、所長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で農業研究センター所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

附 則

1～3 [略]

第49条 削除

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 [略]

2 農業研究センターの部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (5) 軽易な事実の証明に関すること。
- (6) その他前各号に準ずる軽易な事項

3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) [略]

- (2) [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室、農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室及び農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 職員の休暇その他の服務（農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室長にあつては、軽易なものに限る。）に関すること。

2 [略]

3 農業研究センター、農業研究センター畜産研究所及び農業研究センター県北農業研究所の課長及び研究室長（南部園芸研究室、外山畜産研究室及び種山畜産研究室の研究室長を除く。）は、農業研究センターの部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項で農業研究センター所長があらかじめ指定したものを専決することができる。

附 則

1～3 [略]

4 総合支局長は、当分の間、第31条第1項、第3項及び第4項並びに別表第1から別表第9までに定めるもののほか、令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為のうち、次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 設計額5億円未満の建設工事の請負契約に係るもの（請負変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを除く。）
- (2) 建設関連業務その他の業務の委託契約に係るもの（委託変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に係るものを除く。）

5 広域振興局総合支局の地域支援部長は、当分の間、第32条第1項及び第34条第1項並びに別表第1、別表第2及び別表第9に定めるもののほか、次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 1件の金額1億5,000万円未満（建設工事の請負契約の設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の支出負担行為のうち、次に掲げるもの
 - ア 建設工事の請負契約に係るもの（請負変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを除く。）
 - イ 建設関連業務その他の業務の委託契約に係るもの（委託変更契約の締結に係るもののうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない委託期間の変更に係るものを除く。）
- (2) 別表第2の36の項に掲げる事務

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条―第33条関係）

事務	委任		専決権者							備考		
			広域振興局		総合支局			地方振興局				
			副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長		部長等	室長等
1 防災管理者を定めること。	○	○		○			○		○			
2 現金取扱員、物品取扱員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること（出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。）及び出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。	○	○		○			○		○			
[略]												
8 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。	○	○		○			○		○		○	
[略]												
10の2 [略]			[略]									
11 [略]			[略]									
[略]												
16 1億5,000万円以上の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域活性化事業調整費に係るものを除く。）			[略]									
17 1億5,000万円未満の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域活性化事業調整費に係るものを除く。）			[略]									「広域振興局」欄の「室長等」にあつては農林部農村整備室長及び林務室長、「総合支局」欄の「室長」にあつては農林部農村整備室長、「地方振興局」欄の「室長等」にあつては地方振興局企画総務部管理主幹及び農政部又は農林部の農村整備室長に限る。

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条―第33条関係）

事務	委任		専決権者							備考		
			広域振興局		総合支局			地方振興局				
			副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長		部長等	室長等
1 防災管理者を定めること。	○	○		○	○			○		○		
2 現金取扱員、物品取扱員及び物品検収員を命ずること並びに出納員を命ずること（出納員規則第2条第1項の規定により命ずる場合に限る。）及び出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。	○	○		○	○			○		○		
[略]												
8 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。	○	○		○	○			○		○		○
[略]												
10の2 [略]			[略]									
10の3 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。	○	○	○				○					
10の4 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。	○	○		○	○			○	○	○	○	○
11 [略]			[略]									
[略]												
16 1億5,000万円以上の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。）			[略]									
17 1億5,000万円未満の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るものを除く。）			[略]									「広域振興局」欄の「室長等」にあつては農林部農村整備室長及び林務室長並びに工業技術集積支援センター次長、「総合支局」欄の「室長」にあつては農林部農村整備室長、「地方振興局」欄の「室長等」にあつては地方振興局企画総務部管理主幹及び農政部又は農林部の農村整備室長に限る。

18 地域活性化事業調整費に係る決定に関すること（別に定めるものを除く。）。	[略]
--	-----

備考 [略]

別表第2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第5条、第31条、第34条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局		総合支局			地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
3 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	第4条第1項	品質の表示に関する指示	○	○	○						○	
	第10条	申出の受理及び調査	○	○	○						○	
	第19条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○	○						○	
4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事務	第83条第1項	報告の徴収	○	○	○						○	
	第84条第1項	立入検査	○	○	○						○	
	第85条第1項	特定製品の提出命令	○	○	○						○	
[略]												

18 地域振興推進費に係る決定に関すること（別に定めるものを除く。）。	[略]
-------------------------------------	-----

備考1 [略]

2 「広域振興局」欄の「部長等」とは、1の項、2の項、8の項及び17の項にあつては、広域振興局の経営企画部長、保健福祉環境部長、農林部長、土木部長、税務部長及び総務部長をいう。

3 「広域振興局」欄の「室長等」とは、1の項、2の項及び8の項にあつては、工業技術集積支援センター次長をいう。

別表第2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第5条、第31条、第34条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局		総合支局			地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												
3 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	第4条第1項	品質の表示に関する指示	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
	第10条	申出の受理及び調査	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
	第19条第1項	報告の徴収又は立入検査	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事務	第83条第1項	報告の徴収	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
	第84条第1項	立入検査	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
	第85条第1項	特定製品の提出命令	○	○	○						○	県南広域振興局北上総合支局の地域支援部長を除く。
[略]												

[略]

備考 [略]

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項 (第5条、第31条、第36条関係)

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	

[略]

15 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) の施行に関する事務	[略]	[略]											
第11条第4項、第11条の7第4項、第44条第4項、第50条の4第5項において準用する第50条の2第7項、第64条第4項及び第7項、第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条の12及び第97条の2	[略]	[略]											
第44条第2項	[略]	[略]											
第50条の2第3項	[略]	[略]											
第60条第1項	[略]	[略]											
第63条第2項	[略]	[略]											

[略]

備考 [略]

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項 (第5条、第31条、第36条関係)

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	

[略]

15 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) の施行に関する事務	[略]	[略]												
第11条第4項、第11条の7第4項、第44条第4項、第50条の4第5項において準用する第50条の2第7項、第64条第4項及び第7項、第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項、第73条の12及び第97条の2 (第6号から第12号まで (同号にあつては、同号の農林水産省令 (信用事業に関するものについては、主務省令) で定める場合で別に定めるものを除く。) を除く。)	[略]	[略]												
第44条第2項	[略]	[略]												
第44条第3項において準用する第61条第2項	定款変更認可に関する証明		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		
第50条の2第3項	[略]	[略]												
第60条第1項	[略]	[略]												
第61条第2項	設立認可に関する証明		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>								
第63条第2項	[略]	[略]												

(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第34条第1項、第2項、第8項、第9項及び第10項並びに第34条の2第1項、第2項及び第4項	
	[略]	
[略]		

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項(第5条、第31条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者											備考
			委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等	
[略]														
27 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の施行に関する事務	[略]	[略]												
	第13条	[略]												
	第15条第2項	[略]												
[略]														
28 [略]	[略]	[略]												
[略]														
31 土地区画整理法の施行に関する事務(同法第3条の4第1項に規定する都市計画事業以外の事業として施行する場合に限る。)	[略]	[略]												
	第9条第3項	[略]												
[略]														

(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第34条第1項、第2項、第8項、第9項及び第10項、第34条の2第1項、第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第4項並びに第34条の3第1項	
	[略]	
[略]		

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項(第5条、第31条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者											備考
			委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等	
[略]														
27 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の施行に関する事務	[略]	[略]												
	第13条	[略]												
	第14条	協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第15条第2項	[略]													
[略]														
27の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成19年岩手県規則第34号)の施行に関する事務	第4条、第6条、第10条及び第11条第2項	届出の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第12条第1項	承継の承認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
[略]														
28 [略]	[略]	[略]												
[略]														
31 土地区画整理法の施行に関する事務(同法第3条の4第1項に規定する都市計画事業以外の事業として施行する場合に限る。)	[略]	[略]												
	第9条第3項	[略]												
[略]														

事務	条項	内容	委任		決裁区分							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												

備考 [略]

別表第9 広域振興局長等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び税務部長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	委任		決裁区分							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												

備考 [略]

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	37 結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	第5条	健康診断の実施
		第11条第1項（第20条において準用する場合を含む。）	通報及び報告の受理
		第14条	予防接種の実施
		第28条第1項	従業の禁止
		第29条第1項	入所の命令
		第30条	家屋の消毒及び患者の隔離の命令等
		第31条第1項	物件の消毒又は廃棄の命令等
		第32条第1項	質問又は立入調査
		第34条第1項、第35条第1項及び第41条第1項	医療費負担の決定及び療養費の支給
		第36条第1項	指定医療機関の指定
	第42条第1項	報告の徴収及び実地検査	
	38 [略]		
39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]	[略]	
	第36条	[略]	
	第40条第3項	[略]	
[略]			
高等看護学院長	[略]		
都南の園園長	1 肢体不自由児及び身体障害者の治療及び更正に関する事務		入園者等の決定その他入園者等の取扱い及び治療訓練内容等の決定
	2 都南の園使用料等条例（昭和32年岩手県条例第42号）の施行に関する事務	第4条	使用料又は手数料の減免
岩手県立杜陵学園長	[略]		

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												

備考 [略]

別表第9 広域振興局長等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び税務部長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局	
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	
[略]												

備考 [略]

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			
	37 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務	第6条第1項	指定疾病の臨時予防接種	
		37の2 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）の施行に関する事務	第4条	予防接種を行う医師等の公告
			第5条	予防接種の公告
		38 [略]		
		39 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	[略]	[略]
			第36条	[略]
			第37条第1項、第37条の2第1項及び第42条第1項	医療費負担の決定及び医療費の支給
			第38条第2項	結核指定医療機関の指定
			第40条第3項	[略]
			第43条第1項	報告の徴収及び実地検査
	[略]			
	高等看護学院長	[略]		
岩手県立杜陵学園長	[略]			

3 別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者										備考	
			委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等		室長等
[略]														
48 建築基準法の施行に関する事務														
	第7条の6第1項及び第18条第13項	[略]												
[略]														
51 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事務	第23条の5第1項及び第23条の6	届出の受理												
[略]														

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者										備考	
			委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等		室長等
[略]														
48 建築基準法の施行に関する事務	第6条の2第10項	確認審査報告書の受理	○	○					○	○	○			
	第6条の2第11項	建築基準関係規定に適合しない旨の通知	○	○					○	○	○			
	第7条の2第6項	完了検査報告書の受理	○	○					○	○	○			
	第7条の2第7項	命令その他必要な措置の実施（第9条第1項の規定による命令を除く。）	○	○					○	○	○			
	第7条の4第6項	中間検査報告書の受理	○	○					○	○	○			
	第7条の4第7項	命令その他必要な措置の実施（第9条第1項の規定による命令を除く。）	○	○					○	○	○			
	第7条の6第1項及び第18条第22項	[略]												
[略]														
51 建築士法（昭和25年法律第202号）の施行に関する事務	第23条の5第1項、第23条の6及び第23条の7	届出及び報告書の受理												
[略]														

第 37 条 第 1 号	[略]
	[略]
第 41 条 第 1 項	[略]
第 41 条 第 2 項 ただし 書	[略]

	3 へク ター 未 満 の 開 発 行 為 (市 街 化 調 整 区 域 に 係 る 開 発 行 為 を 除 く。) に 関 する 工 事 完 了 の 公 告	○	○	○	○	○	○	○	
第 37 条 第 1 号	[略]								
	[略]								
第 41 条 第 1 項 (第 34 条 の 2 第 2 項 (第 35 条 の 2 第 4 項 におい て 準 用 す る 場 合 を 含 む。) 及 び 同 項 におい て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	[略]								
第 41 条 第 2 項 ただし 書 (第 34 条 の 2 第 2 項 (第 35 条 の 2 第 4 項 におい て 準 用 す る 場 合 を 含 む。) 及 び 同 項 におい て 準 用 す る 場 合 を 含 む。)	[略]								

第42条 第1項 ただし 書	[略]
第45条	[略]
第46条 並びに 第47条 第1項 (第35 条の2 第4項 におい て準用 する場 合を含 む。)第 2項、第 3項、第 4項及 び第5 項	[略]

第42条 第1項 ただし 書	[略]																	
第42条 第2項	3ヘク タール 以上の 開発行 為に関 する予 定建築 物等以 外の建 築等の 協議	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>														
	3ヘク タール 未満の 開発行 為(市街 化調整 区域に 係る開 発行為 を除 く。)に 関する 予定建 築物等 以外の 建築等 の協議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
第45条	[略]																	
第46条 並びに 第47条 第1項 (第34 条の2 第2項 (第35 条の2 第4項 におい て準用 する場 合を含 む。)及 び同項 におい て準用 する場 合を含 む。)及 び第2 項から 第5項 まで(第 34条の 2第2	[略]																	

